## 第1回取手市総合教育会議 議事録

- 1. 開催日時:平成29年2月24日(金) 午後1時00分~午後2時00分
- 2. 開催場所:取手市役所 議会棟大会議室
- 3. 出席者

## 藤井市長

小松﨑委員長, 宮本委員長職務代理者, 山下委員, 小谷野委員, 矢作教育長

事務局:政策推進部 南部長

政策推進課 斎藤課長,塚本課長補佐 教育委員会 海老根部長,桜井次長 教育総務課 岡本副参事,中島係長 (記録者) 政策推進課 中畝

傍聴人: 1名

# 4. 協議事項

- (1) 取手市教育振興基本計画の策定について
- (2) 教育についての意見交換について
- (3) その他

## 5. 議事内容

開会

## (市長あいさつ)

皆様こんにちは。当市役所の南側の河津桜も大分見頃になってきたかなというところで ございます。

教育委員会の皆様方におかれましては、平素より取手市の教育行政の振興に御尽力いただ きまして、感謝申し上げます。

この総合教育会議でございますが、市長と教育委員会で構成をし、協議・調整する事項 として、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など、重点的に講ずべき、施策児童・生 徒の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置についての3点が掲げられているも のでございます。

教育行政,特に学校教育の分野につきましては,専門家であります教育委員会の皆様, 教員の方々を全面的に信頼し,お任せしてしかるべきであると考えているところでありますが「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によりまして,市長と教育委員会から教育行政の方向性について情報を共有し,共通認識を持つことが求められておりますことから本会議を開催するものでございます。 昨年度は、教育大綱の策定のために3回開催しましたが、本年度は、教育委員会において「取手市教育振興基本計画」を策定中であったことから、この時期の開催となりました。本日は、この教育振興基本計画についての他、取手市の教育行政について、また取手の将来を担う子どもたちの未来を照らす教育について、幅広く情報交換並びに議論をしていきたいと思いますので、限られた時間でございますがよろしくお願いいたします。

#### (協議事項)

- (1) 取手市教育振興基本計画の策定について
- (2) 教育についての意見交換について
- (3) その他

(事務局より市教育振興計画について説明を行う)

事務局: それでは、取手市教育振興基本計画案の概要について、教育委員会から説明させていただきます。

まず、計画案の1ページと2ページをごらんください。教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されて、地方公共団体が策定する教育・振興の施策に関する基本的な計画でありまして、取手市における教育振興を総合的、計画的に進めるためのものでございます。

教育委員会では、平成 24 年度に、第 1 次取手市教育振興基本計画を平成 25 年度から平成 28 年度までの計画期間で策定しました。この取手市教育振興基本計画は、既に策定いたしました第 5 次取手市総合計画の部門別計画という位置づけでございました。この計画が平成 28 年度で終了することに伴いまして、次期の取手市教育振興基本計画(案)の策定作業を進めてまいりました。

取手市では平成28年3月に第6次取手市総合計画が策定されておりまして、「豊かな心と個性を育むまちづくり」これを基本方針の1つとして掲げております。昨年度、教育大綱を策定いたしまして、第6次取手市総合計画の基本計画である、「とりで未来創造プラン2016」を踏まえまして、「未来を開く、豊かな心と個性を育む」を目標として掲げました振興計画では、この大綱の基本方針1から3に沿いまして、第6次総合計画重点事業との関連を含めながら、施策の柱を検討したものでございます。

5ページ,6ページをごらんください。大綱の基本方針1,豊かなこころ,確かな学力,健やかな体の「とりでの子」を育てるを受けまして,教育振興基本計画(案)では,6つの柱立てをしております。

施策の柱(1)豊かなこころ・健やかな体を育む教育の充実,同じく柱(2)主体的な学びを支える教育の充実,柱(3),安心して学べる教育環境の充実。

さらに、教育大綱の基本方針の2、いきいきと生涯にわたり学べるまちをつくるを受けま

して、柱(4)多様な学びのできる生涯学習の推進、柱(5)誰もが親しめる生涯スポーツ の振興を柱立てています。

教育大綱の基本方針 3,「多様な文化芸術活動や文化資源を生かして誇りや郷土愛を育む」を受けまして、教育振興基本計画の方では柱(6)文化の継承と感性を豊かにする芸術の振興をという形で掲げてございます。

この6つの柱をもとにいたしまして、8ページからありますように、今後4年間で取り組むべき20の重点施策を内容としております。

この教育振興基本計画につきましては、平成29年1月15日から2月15日まで1か月間、 パブリックコメントを実施しておりましたが、寄せられた意見はございませんでした。従いまして、実施いたしました案で今後、3月の教育委員会で正式に承認を受けて、最終決定という形で実施する運びとなります。

概要について、簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

市長:ただいま事務局から説明がありました。

教育振興基本計画は、今回2期目となりまして、昨年度、策定した教育大綱に基づき、大綱で定めた基本方針「未来をひらく豊かな心と個性を育む」を踏まえ、豊かな心と体を育む教育の充実や安心して学べる環境の整備、当市でも先進的に取り組んでおります生涯学習、また、平成31年に茨城県で開催される「いきいき茨城ゆめ国体」などスポーツに対する取り組みなど、取手市の教育の具体的な施策がうまく取りまとめられていると思います。教育を取り巻く環境の変化をしっかりとらえて、この教育振興基本計画に基づいて取手市の教育を進めていただければと存じます。

続きまして、教育についての意見交換ということでございます。委員の皆さんの、忌憚ない御意見を頂きたいと思います。

## (2) 教育についての意見交換について

市長:前回,議会の一般質問の中で,特別の教科道徳についての質問がありました。職場でのセクハラ・パワハラ・マタニティーハラスメント等が話題になっております。また,ストーカーがいわれのない人を傷つける事件も頻繁に報道されています。

そういった状況を見ますと、道徳教育というのは非常に重要な意味を持つように思えるのですが、そもそも道徳というのは、物事の善悪についての価値観を共有するという側面を持っておりますので、何かと個人が尊重される今の時代に一定の考え方を強要する教育はいかがなものかというような考え方もあり、なかなか難しい面もあろうかと思います。

今後の道徳教育について教育委員会の考えはどのようなものかお聞きをしたいと存じま す。

小谷野委員:市長から今御指摘がありまして,個人が尊重される時代ということでしたが,

私も幼児のころから尊重される,そんな時代になっているのかなと思うのですが,ただ,そういう尊重される時代だからこそ,やはりほかの個人や社会に対して守らなければならない行為というのがあろうかと思うのです。そういった行為や行動のもとになる心の在り方とか考え方,こういったものは,ある時期にしっかり身につけていくということがとても大切なんじゃないかなと思います。

実は教師の道徳感についても一定かと言われると非常に個人差がとっても大きいという ふうに思われます。ですので、今回、新学習指導要領完全実施を前に移行期間に入りまし た道徳教育ですけれども、特に今回は先ほど言われた特別の教科道徳というふうに打ち出 しておりまして、読み取る道徳というものを今までやってきましたが、これから考え議論 する道徳という質的な転換と銘打っております。

また,道徳教育・道徳事業で,深刻化するいじめ問題とか,規範意識や自尊感情の低下, それから人間関係の希薄化,情報モラルなどの今日的問題についても対応していかなけれ ばならないというふうに言っております。

子どもを取り巻く現実的な諸問題に対応するためには、子どもが自己の考え方をしっかり持つとか、人間としての生き方についてしっかりと議論するというようなことがとても大事だと思いますので、こういったところをしっかりと、指導方法を学習しながら進めていくということが道徳教育では大事と考えております。以上でございます。

矢作教育長: それでは今, 小谷野委員の発言にちょっと補足という形でお話をさせていただきたいと思います。

今回の道徳の教科につきましては、教育再生実行会議において、いじめ問題への対応についてはという提言の中に入っていたと思います。そういう意味ではいじめ防止に向けての道徳教育に大きな期待がかけられているという状況でございます。いじめ防止に向けては道徳価値を理解して、それを実際に具体的な行為や行動へとつなげるということが今回非常に今求められていると思います。

そういう意味で先ほど小谷野委員からありました、考え議論する道徳への転換ということは、実際に意識として効用する、あるいは無意識の中できちんとした道徳的な行動ができるというようなことが今求められてきている。今までは本音と建前どちらかという状況ということを理解はしているが実際の行動ではできないという状況も見られる部分もあったかと思いますので、道徳の授業の中でしっかり考えていかなくちゃならないと思っております。

例えば、実際今の道徳の授業中では、役割についてロールプレイングみたいな形を取り入れて、実際にそういった場面を想定して、その中でどう考えて行動しているのだろうと考える活動をしているのですが、そのような、今求められている課題解決に向けて、こうした主体的に共同的に学ぶという指導方法等の充実も課題になっておりますので、そういう効果的な指導方法についても、指導課や、取手市教育委員会、あるいは各学校と連携し

て, しっかりと研修の充実ができるということが必要かと考えております。以上でござい ます。

市長:はい,ありがとうございました。

それでは続きまして次のテーマですけれども、市では平成23年度から戸頭地区をモデルとした小中連携事業を行っております。現在は市内全域に広げている段階だと思います。 学力の向上やスムーズな中学校進学の環境を整えると様々な効果があると思います。

一方で保育所や幼稚園と小学校の連携についてはどのようなことが行われているのでしょうか。保育所と幼稚園ではカリキュラムの違いがあるわけですけれども、それぞれの子どもたちが小学校という同じステージに移行してくるわけですから、やはりここにも何らかの連携が求められてくると思います。

保育所や幼稚園と小学校の連携事業はどのようなものがあるのかお聞きしたいと思います。

宮本委員:今,市長が言われましたように、保育所、それから幼稚園に通う子どもたちの多くが、それぞれ、取手市内の小学校に入学するわけで、これまでそして現在の連携の状況ということですが、小学校とその近隣の保育所、幼稚園が子ども同士の交流活動をしたり、それから配慮の必要な、幼児の引継ぎをしたりして、連携をしております。

子ども同士の交流活動においては、年長の幼児が小学校に招待されて、小学校の様子を知ることができるような会を設けていただいたり、小学校でのマラソン大会に幼児の応援をしたりするということがありまして、各保育所、幼稚園、小学校がそれぞれ独自に連携をしているところでございます。

昨年 12 月に市内の全保育所長・幼稚園長・小学校長が一堂に集まりまして、幼児教育接続推進のための研修会が開催されました。この研修会では、今後さらなる接続及び連携の強化に向けて、県の幼児教育接続推進による講義や小学校区ごとの研究協議を実施しました。これは、市内で初めての試みだと思いますけれども、非常に有意義な機会を設けることができました。ただし、小学校区内の保育所、幼稚園の配置には偏りがあって、保育所幼稚園が学区にない小学校が 2 校あります。地域での格差があるのが現状です。また、1 つの小学校に対して複数の保育所、幼稚園との連携が必要となるため、幼保小の縦の連携とともに、幼保の横の連携、これも必要となってきますが、この連携は調整が難しいところでもあります。

今後も幼児教育接続推進のための研修会を継続して、接続及び連携の強化を図っていきたいと思っております。また、教職員など実務者レベルの連絡会や研修会なども実施して、具体的な連携の在り方を検討していく必要もあるかと思います。さらに、各小学校区で連携ブロックを作成し、当面はそのブロックの中で連携していけるようにしたいと考えております。

市長:ありがとうございます。次に、教育相談センターについてお話をします。今の時代は様々な理由から学校に行くことができない児童生徒が増えてきております。これには子どもの問題だけではなく、学校や家庭、社会の問題も複雑に絡み合っているのだと思います。

そのような中で行政が何をどこまでサポートするのか。またサポートができるのかということについて議論する必要があると思います。

例えばセンターを頼ってくる子どもや保護者に対して、行政もできる限り相談に乗りアドバイスをする。また、相手方もそれを受け入れて頑張るということもあると思いますけれども、不登校となって家に引きこもってしまうケースなどでは、また、異なったアプローチで取り組む必要もあるかもしれません。そのような場合には、何とかコンタクトをとれたとしても、相手に届かない、響かないケースもあろうかと思います。

しっかりとした拠点を持つことももちろん大事でありますが、アドバイスや支援プログラム・支援メニューといったソフト部分の研究がとても重要であると考えており、より一層の研究と工夫を期待しています。

そういった観点を含めまして、教育相談センターについて伺いたいと存じます。

小松崎委員長:教育相談センターは公立小・中学校の元校長が所長を務めておりまして, 以下7名の教育相談員で不登校を初めとする相談を受けています。電話相談・来所相談で 年400件近く,そして,学校等訪問しての相談を150件ほど受け児童生徒及び保護者の悩 みに対応している次第でございます。

また併設されている適応指導教室におきましては,通所してくる不登校児童生徒の訪問に対応して,社会性や協調性の育成,また,学習支援を行い,早期の学校復帰を目指しています。

児童生徒の生活環境も変化しており、保護者、児童生徒自身が抱える悩みも多様化し、 特別支援や、専門的な知識が必要な相談も増えてきております。相談員の専門性、経験が 今まで以上に、求められるような傾向になっています。

臨床心理士・学校心理士等の資格を有する相談員の配置が必要となります。

さらには、相談件数の増加に伴い、相談員の人数も増やすようにしたいと考えておる次 第でございます。

山下委員:私の方から関連して、不登校についてお話しさせていただきます。不登校の全国 30 日以上欠席が約 12 万人、そのうち新たに不登校になった子どもが 6.5 万人いると言われております。さらには中学校に入りますと、これが急激に増えてきまして、やはり子どもたちが環境の変化になじめない影響が出ていると言われております。

市内の中学校を訪問しましてもまず、学校長からは不登校の課題が必ず出てきており、

どこの学校でも一生懸命に取り組んでおります。

小中連携も、もう既に始まっており、スムーズに中学校の生活になれるような取り組み も行っておりますが、なかなか成果が上がっていないのが現状です。スクールカウンセラ ーや相談員との連携や、学校担任、生徒指導はたえまない努力をしており、夜遅くまで家 庭訪問したり夜に子どもを呼んだりなどの対応をしておりますが、年々増加傾向にありま す。

矢作教育長:先ほど不登校のことについて山下委員の方からもありましたが,取手市におきましても,不登校児童生徒につきましては,中学校では一昨年までは減少傾向にありましたが,小学校では毎年少しずつ増加傾向にあり,中学校での不登校も増加している状況にあるというのが,現状でございます。

平成 27 年度の 30 日以上欠席した児童生徒は、小学校では 26 人(0.49%)、中学校では 76 人(3.04%)で、大幅に増加してしまいました。そういう中でまた、特別支援学級の在籍児童が非常に増えまして、特別支援学級が増えました。そういう部分では発達障害を持つ子どもたちが多くなっているということ、それから、その子どもたちについて、早期に発見して早期に指導対応して欲しいという保護者の要望や理解も深まってきているのかと思っております。

特に平成 25 年度から取手市としては教職員の発達障害についての理解や対応について、研修会を行ったりしております。また特別支援学級担当者の資質向上ということで、指導したり、子どもたちの指導について相談センターの職員が一緒に考えたりというようなことも、強化している状況です。そのような意味で先ほど専門性のある相談員ということ、機能的にはもう少し拡充をしていろんな対応ができるような教育センターづくりをしていかなければならないと考えております。以上でございます。

市長:ありがとうございます。それでは別のテーマになりますが、ICT 教育の推進について、私からお話をさせていただきます。予算編成のときなどにいつも感じておりますのが、学校のIT関連の経費が結構かさんでいるのではないかと思います。

子どもたちや教員が持つパソコンとそれらをつなげるネットワーク,また,全体を制御するシステムなど,まとまった台数になりますから,ある程度やむを得ないものであると思います。そこで私が思いますには,せっかく整備するからには,是非ともその長所を,いかんなく発揮をして,活用してほしい,子どもたちも先生方も使い切って欲しいということでございます。

パソコンを使えば調べ学習なども、短時間で効果的に行えるでしょうし、視覚に訴える 教材を使って理解を深める学習もできることと思います。また、もちろん既にその事業が 導入されていると思いますけれども、先生方のスキルアップに関する取り組みや子どもた ちにとって、ICT を使う場合と使わない場合ではどのような違いがあるのかなどについて 伺いたいと思います。

小松﨑委員長: ただいまの御質問ですが、ICT を使っている場合の効果等につきまして、4 点ほどお話をさせていただきます。

まず、タブレットと教育支援ソフトを組み合わせることによる効果ですが、教師や児童のタブレット画面をスクリーンや児童生徒のタブレットに転送することができまして、タブレットを使用しないときと比べて多くの児童と思考を瞬時に共有でき、企画や共助ができるようになりました。提案グループ学習では、画面を見ながら友達と意見を出し合い、思考力判断力を深めるための有効な手だてとなりまして、学力定着にも役立っていると思われます。

2つ目ですが、グループ学習をする際の効果ですが、写真や画像を用いることで、視覚に訴え友達に提示しながら説明し、魅力ある学習が今まで以上に効果的で表現力を高める上で、非常に有効なツールとなっていると思われます。

3点目,動画の機能を活用することによる効果でございます。訪問の際などもいつも見せていただいている実証でございますが、体育などの実技教科の学習では、動画撮影もタブレットは有効です。その他国語で音読している様子、音楽で歌っている様子を撮影することで、自分の動きを確認し、今の技術の改善に役立てることが今まで以上に気軽に行うことができます。

また、教師側としては、ある児童の演技の様子を一時停止で止め、例えば体育では、「ここで手のつき方をどうすればうまくいくんだろうね」などということを話し合い、ポイントをしっかりと押さえた指導を今後行うなど、全体指導でポイントを絞ったアドバイスが可能になりました。

4点目は、児童生徒自身が自分の姿をしっかりと見ながら、技術の核心を見直して、それを、また実技に生かしていくような動きも見えてきております。特にダンス指導なども入りますので、こういう集団で踊っていって動きがちょっと違っているとか、ここをもう少しこうすれば、もっといきいきするじゃないかとか、自分の動きを、客観的に見つめながら、主体的な学習に取り組むこともできていると思われます。

電子黒板についてですが、電子黒板は授業で教育用パソコンから投影する機器でありまして、いわばパソコン専用の黒板であります。プレゼンテーション能力を高めるために非常に有効な機器であると思われます。今後、教育の情報化が目指すものとしてはグローバル化や急速な情報化など社会の変化が激しく、将来の変化を予測するのが困難な時代に、子どもたち一人一人が自ら何が重要かを主体的に考え、他者と協働しながら、新たな価値の創造に挑むとともに新しい問題の発見、解決に取り組むこと、例えばアクティブ・ラーニングが求められています。

このような高度情報化社会の中で、子どもたちの資質や能力を高めるためには、教育 ICT の環境整備について、さらなる拡充を進める必要があると思われます。

市長:それでは次に、情報モラル教育ということでお話をしたいと思います。子どもたちが LINE や Facebook などで不用意に個人情報を発信してしまい、それが元でトラブルに発展する事例が多発しています。小学生ならまだ保護者の管理下ということもあるでしょうけれども、中学生になってきますと、なかなか親が監視することも難しい年頃になってくると思います。

基本的には、学校でスマートフォンの持込みや使用禁止がされているでしょうから、各家庭でしっかり指導してくださいということだと思いますけれども、学校や教育委員会でどのようにとらえているのか。

私はふだん今の若い人たちの動きの中で、LINEとかで、何かを発信したときに、直ちにその承認が得られないと非常に過剰に不安になったりして、いつも返事を気にしているところがあるのかなと思っているのですが、そういったことについて何か対策があればと思います。

小松崎委員長:子供たちにとって、LINE もなくてはならないものかもしれませんが、反面 非常に高リスクを伴っている面もございます。児童生徒の携帯電話の所持率を申し上げま すと平成 28 年の 9 月に調査したもので小学校 6 年生で 63%、中学校 3 年生で 84%でございます。インターネットを利用できるツールは、パソコンやゲーム機など多種多様ありまして、子どもたちが社会やネット等で繋がることはたやすいが、人と繋がることは難しいかもしれません。インターネットを通じて対戦型のゲームをしたり、投稿サイトに自分や 友人に関する写真や動画を投稿したり、SNS を利用して互いに連絡を取り合ったりする子どもたちの姿は日常的になっています。

興味本位で出会い系サイトやアダルト系サイトにアクセスすることによる危険、それから個人が特定されるような写真や動画を投稿することで、批判の書き込みを受けたり嫌がらせを受けたりする可能性もあります。

最も身近な問題は、SNS を利用した友達同士のコミュニケーションツール上でのトラブルやいじめです。実際私も適応指導教室でその件については、取り扱っておりました。姿が見えないため表面化しづらく保護者や教師が気づきにくく、そのために深刻な状況になってからではないと実態を把握することができないということもあります。

子どもたちはインターネットを利用する際のリスクも理解していないことが多く、機器を子どもに与える保護者もまた同様です。そのために、トラブルや事件を未然に防ぐためには、児童生徒はもちろん保護者にも情報モラル教育が重要となるために、次の 2 つを市内全小・中学校に実施したいと考えています。

1つ目は年1回,児童生徒を対象とした情報モラル教育を実施していますが,その実施を保護者会,特に保護者の参加型で実施している学校を増やし,そのような機会を多くしたいと思っております。今後は全ての学校で実施するよう啓発していくことが必要と思いま

す。

2つ目は、より充実した適切な情報モラル教育を実施することができるように、講師派遣の充実や DVD などの資料購入などを行い、情報通信の危険性や適切な事業の必要性を理解してもらうことを保護者会等で設定したいと考えております。

1人ずつ個々で、学習していくのではなく、全体で、みんなで研修するということが大切な時期になってきております。以上でございます。

市長:ありがとうございます。この件はよろしいですか。

それでは続きまして、東京藝術大学との文化交流について話をしたいと思います。取手市と東京藝術大学は毎年卒業作品に市長賞を付与しているほか、ふれあいコンサートやアートステージ、また JOBAN アートライン事業など、多くの連携事業を展開してきております。

その中の 1 つとして、市内の小中学校に藝大の学生さんを派遣して、交流の機会を設ける事業も行われています。子どもたちにとってはとても良い経験になることであり、良い刺激になると思っておりますが、実際の内容や効果、今後の展望などについて教えていただきたいと思います。いかがでしょう。

矢作教育長:東京藝術大学との文化交流につきましては、文化芸術課で推進していただいて、大きな成果を得られていると思います。平成 27 年度実績では、小学校で全 15 校に美術の講師延べ 144 人派遣いただき絵画の指導を中心に、各学校の計画に合わせて1年生から6年生まで、御指導いただきました。また小学校には美術の免許を持った教師が全体で調べてみても10名いないという状況でありますので、子どもたちの美術教育での大きな成長につながっているものと考えます。

また中学校では吹奏楽部の指導のために、音楽の講師延べ 78 人を派遣いただきました。中学校 3 校の吹奏楽部員が集まり、パート別の合同指導も頂きました。各中学校の吹奏楽部の顧問としては、音楽の先生 1 名が中心となって指導している状況です。このような状況の中で木管楽器、金管楽器、打楽器それぞれの学校に専門でやっている講師の先生が来ていただいて御指導が得られるということは本当に最高のことと思っております。

その結果、今年度は6校中5校が県南地区代表となって県大会に参加することができ、 東関東大会にも1校参加するということもできました。これもこのような事業の成果の1 つであるというふうに考えております。今後さらなる事業拡大は難しいものがあると思い ますが、技術に関しても領域がいろいろありますので、絵画以外の領域ではとか、中学校 の在り方についてもう少し東京藝術大学との綿密な協議等を通して、さらなる交流ができ るようなことが計画できれば有り難いと思っております。以上です。

市長: ありがとうございます。 ちょっと別の話ですが今日お話をしたいと思っているのは、

放課後子どもクラブの運営の在り方についてです。取手市は、他の市町村がいわゆる児童館といった、比較的設備の整ったところに幾つかつくって、そこに親と子が一緒に遊びながら、創造性を培うような場所を要してきたというところとは違って、自分がふだん行っている身近な学校で放課後も、一定の時間まで所定の指導を受けながら、過ごすことができますが、どちらかというと、保育時間の延長のような形で、預ける時間を満遍なく、全ての施設についてつくるということを優先してきたと思っておりますけれど、やはり近隣の自治体等を見ていても、放課後子どもクラブの中の柱が預かり時間ということではなくて、その中で提供されている、いろいろなプログラムが、本人の創造性を培うものであったり、学校の中で、通常、教員の皆さんから教えられるところとは違う領域分野についての現実感を伴うダイナミックなお話であったりして、いろいろな刺激を与えられていると、言ったようなことがあります。

取手市でも御指導いただいております元東京大学総長で三菱総研理事長の小宮山宏先生などから、学校の現場に例えば庁舎とかに勤めておられた方でシルバーの方々に定期的に来ていただく形で、直接、御指導いただいたりしてはどうかというようなお話もありますし、東京大学でジェロントロジーを御専門にされている秋山弘子教授も、取手にお見えになったときに、柏市では放課後の子どもたちの指導に社会人を使っているということを言われたことがあります。

ですから私の方としては、学校の先生方や手が空かないいろいろなところで、積極的に 社会につながっている方々から新しい素材についてお話をしていただく場を放課後子ども クラブ等の中でも、取り込んでいったらどうかと思うのですけれどいかがでしょう。教育 長お願いします。

矢作教育長:今の小学校でも、外部の講師の方にお願いして、理科の実験講座的なことを やっておりますが、来年度新たに会社関係で主に理科的なことをやってこられた人が退職 されて、大きな組織をつくって学校の理科実験の手助けに行きたいという方を市内の方か ら御紹介いただいて、来年は何校かで理科実験の授業をやってもらいたいと思っておりま す。

それと、同じように放課後子どもクラブにおきましても、今は市内のボランティア団体に御協力を頂きながら、あるいは、総合型スポーツクラブとかに御支援を頂いて、子どもの体験活動・交流活動をやっているのですが、是非今お話のあったように、もう少し広い視野で国際的な経験の豊富な方や、科学的なこと、そういう部分を今後、是非通り組んで、組織をつくって、子どもたちが体験できるような取り組みを是非、取り入れていきたいと思っております。

小松崎委員長: 同感でございます。子どもたちのクラブや放課後の時間はもったいない時間であると思っておりました。そのような方に入ってもらって、子どもたちに接していた

だいて文化の伝承並びに人と人との関わり、いろんな面を子どもたちに学んでいただいて 有効に時間を過ごしていっていただいて、豊かな心が育まれるということはすばらしいこ とではないかなと思います。

市長:はい,ありがとうございました。

それでは私の方から今までは主に子どもたち、学校教育の部分だったと思うのですが、 先ほどの教育施策の教育大綱の3つの基本方針に沿った教育施策、6つの柱という中の4・ 5・6の、多様な学びのできる生涯学習推進のところでちょっとお話をしたいと思います。

平成 23 年から、一般的な知識習得を目指す通常の市民大学に加えまして、更に上級の知識を学びたい方のニーズにおこたえするため、東京大学のEMPの先生方をお招きして、高齢化社会や地球環境コミュニティづくりなどに関する先端的な特別講座、「明るい未来を開く先端知」を開催しているところでございます。

昨年度も、小宮山宏先生や秋山弘子教授、また、オリンピック競技場の審査委員の村上 周三先生、松島克守先生、そういった先生方をお招きして、これからの取手市が持続可能 な都市としてあるべき姿はどうなのか。また、大学の講義でしか聞けないようなアカデミ ックな御講演等も頂きまして、市民の皆さんと問題意識の共有を図ってきたところです。

自分でいうのも何でございますけど,正直なところ,人口 10 万程度の地方都市としては, 異例の教授陣による充実した講座内容となっております。今年度も,地方財政審議会の会 長をされておられる神野直彦東京大学名誉教授や,月尾嘉男東京大学名誉教授など,それ ぞれの分野の第一人者に御登壇を頂いたところでございます。

また講義には、私も一緒になって講義を受け、講義終了後には、内容について講師を含めた議論を行ってきたところでございます。

また、一昨年、「とりで知学 女性プロジェクト」というものを行いまして、今年は女性に限らず、より実践的な内容を小人数ゼミナール形式で、1年間を通して複数回行うことによって、受講生同士のネットワークづくり、そしてまた、課題の発見と自ら解決を行う流れができるよう、そういった講座も開催しているところでございます。

その結果,幾らかですけれども,まちづくりやにぎわいづくりに興味のある壮年また女性など市民がネットワークをつくって,いろいろ動き出してきているのかなと思います。 そういう意味では受講者のグループの皆様方が,行政に頼らないいろいろな他分野での自主的な市民活動を行っていく1つのきっかけとなってきていると思っています。

市民大学の受講者は昨年度,延べで 2,700 人に上りまして,受講者が新たな知見を手に入れているということでございます。今も申し上げましたけど,生涯学習というのが楽しみながら学び知識を身につけることはもちろんですけれども,仲間もたくさんつくって,そして,この地域やこの土地で活躍する人たちに対する愛着や信頼のループといいますか鎖をつくり上げていくという大きな流れにしたいというふうに思っております。

是非教育というところよりも、是非人づくりまちづくりまで視野に入れたものとして運

用していきたいと思っておりますので、是非教育委員会の皆様方に、御理解と御協力をお 願いしたいと思います。

矢作教育長:市民大学講座につきましては、東大特別講座の「明るい未来を開く先端知」 ということで、今年度は昨年より1回増やして4回実施して、4人の東京大学の教授陣に来 ていただいてすばらしい講演をしていただきました。

そしてまた、聖徳大学の名誉教授の福留先生には取手市創年市民大学という形で全 16 回のゼミ形式の講座を開催してもらっております。

それからまた先ほどおっしゃった、昨年から続いているとりで知学女性プロジェクトに関しても 7 回。そのような講座を通して、市としてのまちづくり人づくりを進めているような状況です。

そういう意味で本当に近隣市町村と比較して,取手市は充実した市民大学をできているなというふうに喜んでいるところでございます。

今後は先ほど市長のお話にあったように、目的を持って地域を担う人材づくりになるような講座を、少し意識して設定していくということが大事ということで、講座を受けた人たちが、更に次のステップに行けるようなことを意識して市民大学についても取り組んでいけたならと思っております。

市長:ありがとうございます。ほかに、皆様方からこの分野でお話をしたいということは ございますか。

委員:特になし

市長: それでは日程第3, その他でございますけれども, 取手市立中学校生徒の自殺事案に関する調査委員会の経過報告につきまして矢作教育長にお願いしたいと思います。

矢作教育長:はい。それでは今,市長からありましたように,取手市立中学校生徒の自殺案件に関する調査委員会の経過について御報告をさせていただきたいと思います。本件については平成29年2月17日の金曜日の議会全員協議会において,教育部長からその進捗状況を報告しておりますが,改めて進捗状況について,委員さんの説明も兼ねて御説明させていただきます。

これまで臨時会を含めて 7 回の調査委員会を開催しております。学校関係者のヒアリングは昨年 11 月に行われました。

今後の予定では2月27日月曜日に第6回の調査委員会を開催する予定になっております。 生徒のヒアリングについては2月、3月に行われる予定になっております。また御遺族のヒアリングにつきましては、御遺族から依頼されて弁護士事務所を通して、日程内容等の調 整をして調査委員会の方で、今後の経過については調整を図っている状況でございます。

なお調査委員会の皆様におかれましては、11 月には 3 名の委員が遺族宅を訪問されてお 線香を上げてこられました。今月も 3 名の委員が、遺族宅を訪問し、お線香を上げてこら れる予定になっております。

教育委員会としましても、関係者の皆様に誠意を持って対応している状況でございます。 御心配をおかけいたしますが、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

市長:はい。わかりました。それでは、統合しました取手西小学校の状況について御報告をお願いしたいと思います。

矢作教育長: それでは統合しました取手西小学校の状況について御報告いたします。

学校で実施いたしました学校評価のアンケートでは、児童の 93%が学校や学級が好き、 そして児童の 94%が進んで学校行事に取り組んでいる、児童の 93%が学習に進んで取り組んでいる。それから児童の 91%は友達と協力して生活できると答えています。

また、保護者につきましても、保護者の94%が学校学級に居場所がある。保護者の82%が各種ホームページ等で学校の様子がよくわかると答えています。

運動会や授業参観に私や教育委員の皆様と参加し、子どもたちがしっかりと学習や運動 に取り組まれている様子を見ております。

それと、10 月末に実施しました学校適正化推進室が行った児童アンケート結果も学校統合途中なのですが、それでも児童の96%が新しい学校になれた。児童の約95%が新しい学校に、人数が増えてよかった。学校行事の様子についても、児童の約95%が見に来る人がふえてやりがいがあると肯定的な回答している状況でございます。

また,先生がたの御意見にも多くの友達とのかかわり合いがふえ,活動も活発になった。 学び合いや,助け合いの姿も増えつつあるなどの御意見がたくさんありました。

反面, コミュニケーションがうまくとれない児童や環境の変化に対応できない子どもも おり, 丁寧に見守っていきたい, 人間関係づくりを進めていきたいというような御意見も ありました。

統合半ばの御意見ですので、そのまま年度末に向けて更に学校経営がしっかりなされているという状況かと思います。

また、保護者や地域の皆様に登下校の御支援をたくさん頂いております。そして先ほどのように、校長初め教職員の皆様のきめ細かな指導等に心から感謝したいなと感じております。

また,旧稲小学校の校舎,体育館の大規模改造工事によって,学校教育環境のすばらしく改善されたことによって,児童もスムーズに移行することができたと市長にも感謝申し上げたいと思っております。

以上のような状況で開校 1 年目が順調に進んでいることをお伝えしたいと思います。以

上でございます。

市長:ありがとうございました。実は取手西小学校の通学路改善について、特段の安心と 感謝していますということで、中央タウンの登校を見守っているパトロール隊の皆さんか らねぎらいの言葉を頂いております。

それでは、その他ということで、事務局から何かありますか。

事務局:はい。皆さん、大変ありがとうございました。

ここでちょっと事務局から,本日冒頭,道徳教育の話題ですとか,いじめの話,その他のところでも昨年からの経過報告等がございました。

事務局からのお願いですが、せっかくの機会ですので、いじめに関して現在の教育委員 会の取り組みですとか、今後のこのいじめ防止に対する考え方について、御議論をお願い したいと思いますが、いかがでしょうか。

矢作教育長:いじめ防止に向けては、機会をとらえて毎月の校長会で資料等を配布して、 学校が組織として対応できるようにと伝達をしております。

文部科学省国立教育政策研究所の研究成果が毎年たくさん出ておりますので、その内容をもとにしながら、いじめの未然防止、いじめのおきにくい学校づくりということについて、いたずらにトラブルが起きたり放置されたりしないような、安心安全な学校環境づくり、あるいは、子ども同士の成長発達を促すために、全ての児童生徒が活躍できる場や機会を準備することなどにより、子ども同士のきずなづくりを進め、そして最後3つ目として、特に規律、学力、自己有用感ということをキーワードに伝えております。

適度な規律のある学校生活、そして学力の保障、そして、自己有用感の向上による子どもの自信や少々のトラブルに負けない強さを高められるように取り組んでいるところでございます。

本年度学校では、学級の雰囲気や児童生徒一人一人の自己肯定感を客観的に把握するために、小学校4年生から中学校3年生まで質問書を使った調査を、1学期と3学期に年に2回実施しております。この調査をもとに散布図を作成すると学級の凝集度とそれから児童生徒一人一人の学級の適応状況がわかるようになり、集団と個人という点から望ましい学級集団づくりのためのより良い具体的な施策や、特に気になる子どもに応じたきめ細かな支援策を検討して学級経営を進めるようにしております。

特にそのための研究・研修講座も実施して,各学校に活用を進めているような状況でございます。

各学校では、学校いじめ防止基本方針に基づいて、先ほどのようなことを含めて、組織 として学校が一丸となって、いじめの解消に取り組むようにしているのが、市としての状 況でございます。 市長:ありがとうございます。皆様方からは、よろしいですか。

一同:特になし

事務局:はい。ありがとうございます。本日の日程はこれで終了となりました。この会議は昨年度の平成27年度につきましては、教育大綱策定のために、3回ほど開催をいたしました。その後、28年度については、今回の1回をもって終了ということになろうかと思います。

来年度もまた、緊急のことか、特に特別なことがない限りは、やはり1回平成29年の秋 ぐらいには開催をしたいと今のところ、考えているところでございます。

もし、この時期ではなくて別の時期がいいというような御意見がなければ、そのような スケジュールで、また今後進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同:異議無し

事務局:はい,ありがとうございます。それでは次回は平成29年秋頃の開催をめどに,改めて御連絡を差し上げたいと思います。それでは皆様本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会